

内管保安・工事における競争環境 整備の措置について

2019年11月12日

経済産業省産業保安グループ

ガス安全室

1. 規制改革実施計画（内管保安・工事における競争環境の整備）

- 平成30年の規制改革推進会議投資等WGにおいて、ガスシステム改革の進捗状況を踏まえ、小売市場の競争促進に係る規制緩和について議論され、議論の結果を踏まえ、平成30年6月15日閣議決定の規制改革実施計画では、ガス小売市場における競争促進策が記載された。

＜内管保安・工事の透明化＞

事項名	規制改革の内容	実施時期
内管保安・工事における競争環境の整備	内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。※ また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から <u>委託する際の要件の透明化などを検討</u> し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、 平成31年度結論・措置

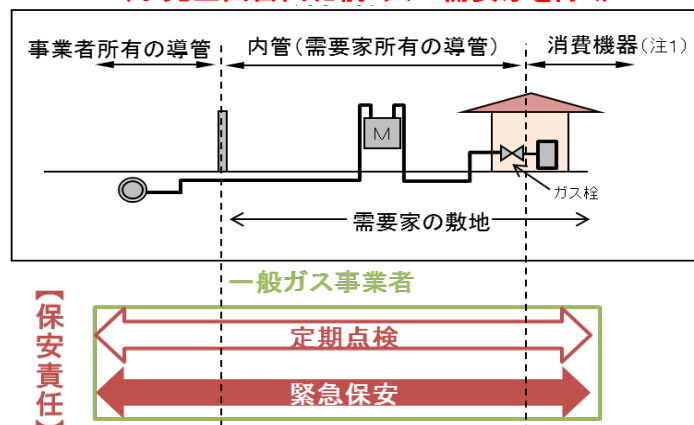
※料金の厳格査定等については、電力・ガス取引監視等委員会を中心に実施。

「内管保安・工事における競争環境の整備」について

改正ガス事業法における保安規制の主な内容

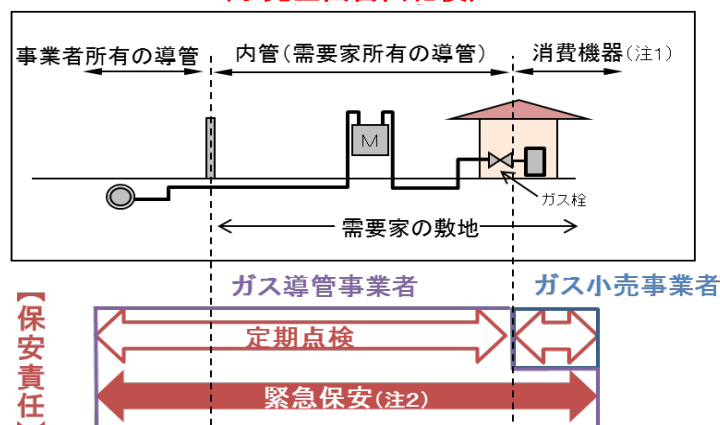
- 一般ガス導管事業者は、**ネットワークを維持する保安確保の要**。この分野は自由化せず、総括原価方式を維持し、保安に必要な投資を確実に実施。引き続き技術基準適合維持義務等の保安規制を維持。
- 需要家保安については、安定的に保安を確保する観点から、需要家敷地内に敷設された**需要家所有のガス工作物（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の点検・緊急保安は、従来の都市ガス事業者などの一般ガス導管事業者に一括して義務付け**。

（小売全面自由化前：大口需要家を除く）



（注1）ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

（小売全面自由化後）



（注2）ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者（※1）
内管の漏えい検査	ガス導管事業者（※1）
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者（※2）

（※1）ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査とともに、ガス小売事業者が担うこととなる。

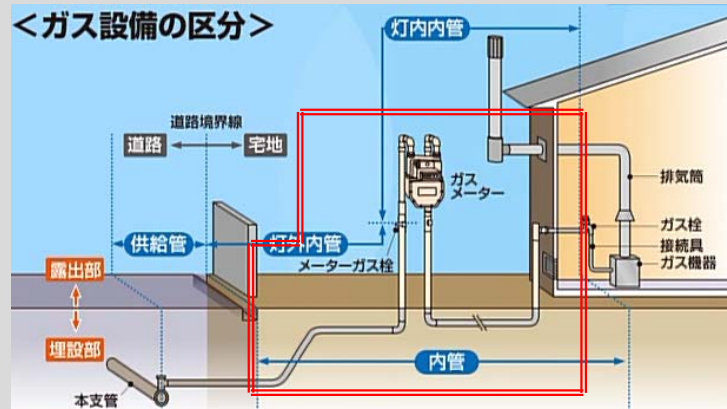
（※2）一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

【参考資料】内管工事の概要－ 1

- ガス工作物の技術基準適合義務を負う一般ガス導管事業者が、ガス主任技術者（国家資格）を中心とした責任体制の下、内管工事を実施。
- 一般ガス導管事業者は、一般的に、内管工事の保安・品質の確保のため、工事の実作業を適正に施工できる体制・能力を有する工事会社に委託（発注）して実施。
- 都市ガスの内管工事は、ネットワーク全体への影響（防食措置・圧力損失計算）を考慮した施工が必要。また、大規模工事、活管工事（ガスの供給を止めずに行う工事）の作業や、溶接接合などの専門的な技能が求められる。



<ガス設備の区分>

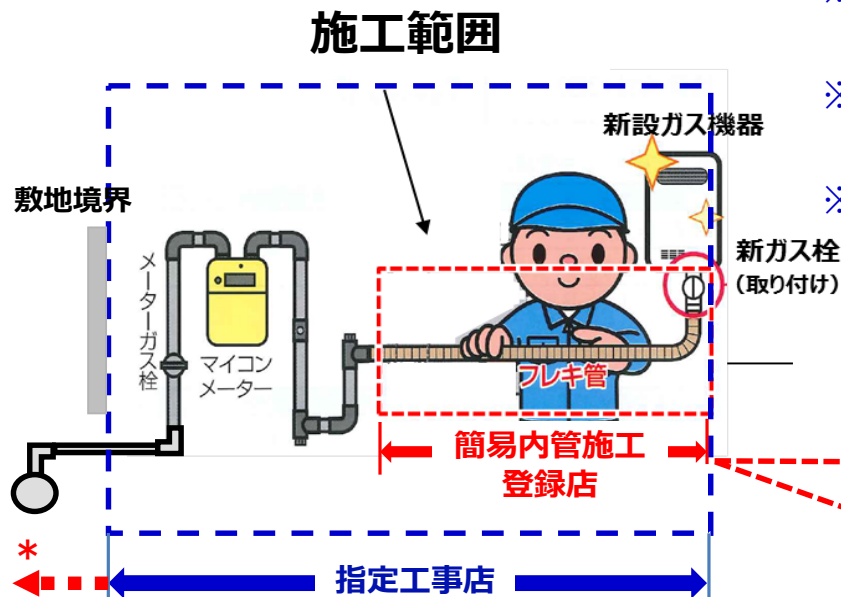


	内容
作業対象	・ 需要家資産のガス工作物（内管）
法令	・ ガス事業法 第61条 ガス工作物の維持等 第64条 保安規程 第65条 ガス主任技術者
スキル	・ 一定期間の作業経験を経て資格取得可能となる ・ 施工範囲に合わせて取得資格のレベルも上がる （ねじ工事、活管工事、溶接工事など）
作業者資格	・ 「内管工事資格制度」（業界資格：運営）G A

（参考）第18回ガス安全小委員会（2018年11月6日）資料

【参考資料】内管工事の概要－ 2

- 内管工事の施工範囲は、需要家の敷地内のガス工作物（敷地境界からガス栓まで）が対象。
- 託送供給約款において、「一般ガス導管事業者」又は「簡易内管施工登録店」が内管工事を施工することを定めている。
- 一般ガス導管事業者は、内管工事を委託する場合、品質や技能・体制を有すると各社が判断した工事店に委託。（いわゆる「指定工事店※¹」。敷地内の全てのガス工作物の工事が対象）
- なお、内管工事のうち、簡易な内管工事※²については、「簡易内管施工登録店※³」が、一般ガス導管事業者を介することなく、需要家から直接申し込みを受けて施工することが可能。



* 敷地外も施工できる指定工事店も存在する

※ 1) 工事を受託するためには、一般ガス導管事業者から指定工事店として指定されることが必要。

※ 2) マイコンメーターの下流側からガス栓までの露出部分のフレキシ管工事及びガス栓からガス機器への接続工事に限定。

※ 3) 一旦、一般ガス導管事業者に登録を行えば、自由に需要家との間で直接工事の請負が可能。

日本ガス協会は、**需要家の選択機会の拡大**を目的に、**内管の技術基準の適合性が確認できる工事範囲**を対象に、工事店が需要家から簡易なガス内管工事について**直接申し込みを受け、施工できる制度**を創設。

（参考）第18回ガス安全小委員会（2018年11月6日）資料

2－1．「内管工事」の委託要件の透明化への対応方針

【実態調査の課題に対する対応】

【明確化】→ 「指定工事店」と「簡易内管施工登録店」を双方併記した委託要件を作成。
また、その要件の内容についても参入希望者に対し、明確に分かりやすくする。

【周知】→ 明確化した委託要件について、開示・公表するとともに、参入希望者から各一般ガス導管事業者への照会に対しても十分に情報開示する仕組みを構築する。

【対応方針】

- 内管工事の委託要件を透明化するため、経済産業省から、日本ガス協会を通じ、全国の一般ガス導管事業者に対し、保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に、「委託要件の明確化」、「周知の仕組み作り」について要請する。
- 日本ガス協会では、要請を踏まえ、内管工事の工事店を指定・登録する際の要件等の基本的事項を示した「ガイドライン」を作成し、全国の一般ガス導管事業者に適切な対応を周知する。（2019年度内）
- ガイドラインを受け、全国の一般ガス導管事業者は、各社ごとに「新規参入の手引き（仮称）」を作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図る。
- 上記の委託要件の透明化の各社における実施状況については、定期的にフォローアップを行うこととする。

2-2. ガイドラインのイメージ（案）

■ガイドラインの項目（例）

0. 当ガイドラインの位置付け

1. 新規参入の手引きのガイドライン

（1）簡易内管施工登録店

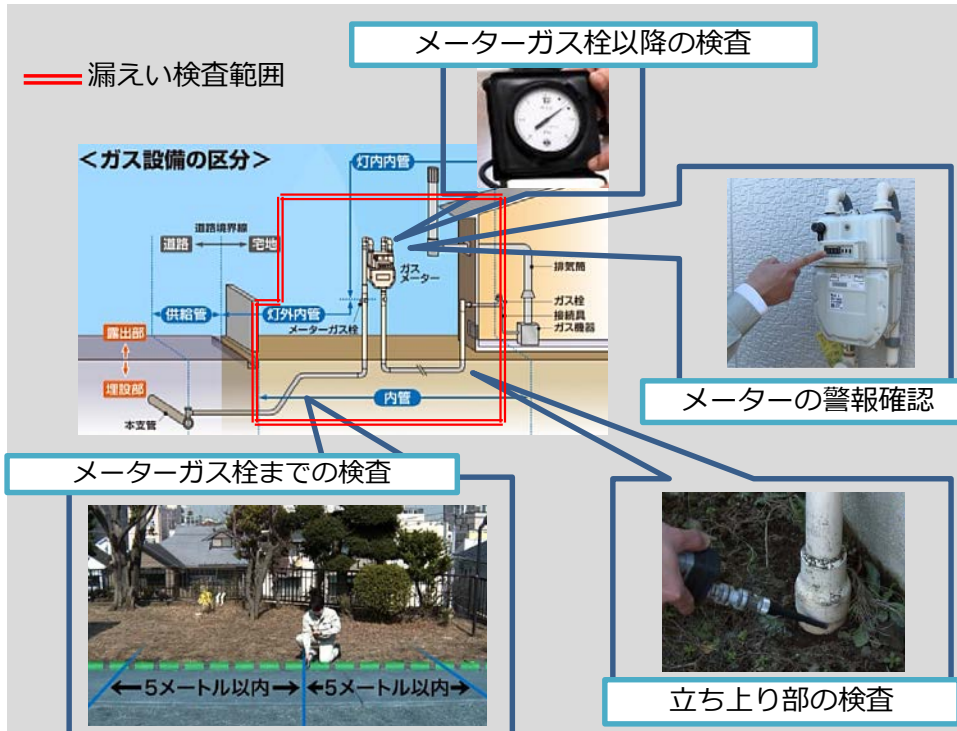
- ①登録要件および欠格要件
- ②簡易内管施工登録店になるまでの手順・手続き
- ③簡易内管施工士の工事範囲
- ④資格

（2）指定工事店

- ①認定要件および欠格要件
- ②指定工事店になるまでの手順・手続き
- ③施工範囲
- ④体制
- ⑤材料 など

【参考資料】 <②内管漏えい検査（定期漏えい検査）業務>

- ガス工作物の技術基準適合維持義務を負う一般ガス導管事業者が、ガス主任技術者（国家資格）を中心とした責任体制のもと、定期漏えい検査を実施。
- 定期漏えい検査は、4年に1回以上（特定地下街・室等は1年に1回以上）行うことを法令で規定。ネットワーク全体で効率的な実施計画を策定し、その計画の下で検査ができる体制を構築。
- 作業には専用の機器を用いて、漏えいの有無を確実に判断するための知識や技能が必要。



	内容
作業対象	・ 需要家資産のガス工作物（内管）
法令	・ ガス事業法 第61条 ガス工作物の維持等 ・ ガス事業法 第64条 保安規程 ・ ガス事業法 第65条 ガス主任技術者 ・ ガス事業法 技省令 第51条 漏えい検査
作業頻度	・ 4年に1回以上 （特定地下街・室等は1年に1回以上）
機器類	・ ガス検知器（携帯式）、圧力計
作業資格	・ 内管検査員（業界資格：運営JGA） ＋一般ガス導管事業者が定める資格

「内管保安」の委託要件の透明化への対応方針（案）（その１）

前述の内管保安の委託実態を踏まえ、以下に留意しつつ、委託する際の要件の透明化を以下の方針に従って、対応を進めることとしてはどうか。

- ① 「緊急保安」については、現在、導管事業者自らが実施している実態にあるため、透明化のニーズ自体が存在しない状況にある。（将来的にニーズが出てきた場合には、その時点で検討を行うこととしたい。）
- ② 緊急保安以外の「内管漏えい検査」については、「定期漏えい検査」（法定業務）と「開栓時漏えい確認」（自主保安業務）との間で、委託先に求められるべき「業務の質」が異なる（前者は、法定業務としての厳格性が要求される）実態にあるため、以下のとおり、それぞれの業務に対して、要件項目を変えることとする。

【共通する要件項目（例）】

- 保安水準の維持
- 必要資格、業務実績
- 自主保安として実施している保安業務の実施

【「定期漏えい検査」の場合の追加的な要件項目（例）】

- 委託先の関与・統制ができること、信頼が得られること、又はそれらに代替しうる措置が講じられること（子会社や資本関係、管理者派遣、取引関係、協定締結 等）
- 継続的な体制の確保、効率的な運用（面的な検査・周期管理）

※ 上記の要件項目は事例であり、引き続き精査することとする。

委託要件の項目については、ガス事業法及びその他の法令に抵触することのないよう留意して進める。

なお、業務を委託するか否かは、専ら一般ガス導管事業者側の発意に基づくことから、上記の整理は、導管事業者が保安業務を自ら実施することを妨げるものではない。

「内管保安」の委託要件の透明化への対応方針（案）（その２）

【対応方針】

「内管保安」の委託要件の透明化については、以下により対応することとしてはどうか。

- 保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に、委託要件とすべき項目を引き続き精査・抽出した上で、経済産業省から、日本ガス協会を通じ、全国の一般ガス導管事業者に対し、要件項目を提示しつつ、適切な委託先の選定プロセスを含めた「委託要件の明確化」、「その要件の周知の仕組み作り」について要請する。
- 日本ガス協会では、要請を踏まえ、内管保安を委託する際の要件等の基本的事項を示した「ガイドライン」を作成し、全国の一般ガス導管事業者に適切な対応を周知する。
(2019年度内)
- ガイドラインを受け、全国の一般ガス導管事業者は、各社ごとに「新規参入の手引き（仮称）」を作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図る。
- 上記の委託要件の透明化の各社における実施状況については、定期的にフォローアップを行うこととする。

3. 要請文

経済産業省は、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）を受け、「委託要件の明確化」、「その要件の周知の仕組み作り」について、令和元年10月23日、日本ガス協会に要請済み。

目次	概要
1. はじめに	・趣旨、経緯
2. 委託要件の基本的事項	
2－1. 内管工事 (1) 前提 (2) 要件項目	・指定工事店、簡易内管施工登録店の双方を記載した委託要件を明確化
2－2. 内管保安 (1) 前提 (2) 基本要件 (3) 定期漏えい検査の要件 (4) 開栓時漏えい確認の要件	・内管保安のうち緊急保安を除く委託要件について、定期漏えい検査と開栓時漏えい確認に分け要件を明確化
3. 情報開示	・2. の明確化した要件の情報開示の仕組みを整備

※詳細は別添要請文を参照

4. 具体的な措置

2019年度

経済産業省

「措置（要請文）」 発出

3/1ガス安全小委員会での方針をもとに作成

2019年10月
実施済み

日本ガス協会

「ガイドライン」 発出・周知

要請文をもとに、日本ガス協会が作成
委託要件等の基本的事項を示す

2019年12月

2020年度

一般ガス導管事業者

「手引き」 作成

ガイドラインを参考に、一般ガス導管事業者が
内管漏えい検査・内管工事を委託する際の要件を示す

2020年度中
※委託を実施する事業者に限る

上記の措置内容については、規制改革推進会議（投資等WG）で適宜報告を実施予定

経 済 産 業 省

2019産ガ安第7号
令和元年10月23日

一般社団法人日本ガス協会
会長 広瀬 道明 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 月舘 実

内管保安・工事における委託する際の要件の透明化について（要請）

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、「内管保安・工事について、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。」と閣議決定がなされました。これを受けて、経済産業省産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会を開催し、具体的な方策を検討しました。平成31年3月1日の同小委員会で審議した結果、内管保安・工事の委託要件を透明化するため、貴協会を通じ、全国の一般ガス導管事業者に対し、保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に「委託要件の明確化」、「その要件の周知の仕組み作り」について、下記の対応を実施していただくよう要請します。

記

1. はじめに

貴協会は、内管保安・内管工事を委託する際の要件等の基本的事項を示した「内管工事 新規参入ガイドライン」及び「内管漏えい検査 委託要件設定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を本年度中に作成の上、貴協会会員の一般ガス導管事業者に対し、「ガイドライン」をもとに、各社ごとに「内管工事 新規参入の手引き」及び「内管漏えい検査 委託の手引き」（以下、「手引き」という）を作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図ることを周知すること。

これにより、保安水準を確保しつつ、競争メカニズムが導入、及び需要家の利便性向上に繋がることを期待する。

2. 委託要件の基本的事項

2-1. 内管工事

(1) 前提

- ・「指定工事店」と「簡易内管施工登録店」を双方併記した委託要件を作成する。また、その要件の内容についても参入希望者に対し、明確に分かりやすくする。
- ・明確化した委託要件について、開示・公表するとともに、参入希望者から各一般ガス導管事業者への照会に対しても十分に情報開示する仕組みを構築する。

(2) 要件項目

保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に、以下の項目を要件項目として定める。

- ・認定要件
- ・欠格要件
- ・工事範囲
- ・資格
- ・材料仕様
- ・登録の取り消し等
- ・保安・品質確保及び諸施策への協力 など

2-2. 内管保安

(1) 前提

- ・内管保安のうち、内管漏えい検査業務において、一般ガス導管事業者が外部委託している範囲について委託要件の透明化を図るものとする。
- ・委託先選定の自由については、内管の保安責任を持つ一般ガス導管事業者にある。
- ・内管漏えい検査は、法定業務である「定期漏えい検査」及び自主保安業務である「開栓時漏えい確認」を指す。
- ・保安水準を確保するため、「定期漏えい検査」「開栓時漏えい確認」において、一般ガス導管事業者が定める自主保安業務を実施することは重要であり、一般ガス導管事業者ごとにそれらについて委託要件に定める。
- ・「定期漏えい検査」は法定業務としての厳格性が要求されるため、委託先の関与・統制ができること、信頼が得られること。またはそれに代替しうる措置が講じられることが必要であり、『追加的な要件項目』を設ける。
- ・適切な委託先の選定プロセスを含めた「委託要件の明確化」「その要件の周知の仕組み作り」を行う。
- ・なお、内管漏えい検査を委託するか否かは、一般ガス導管事業者の発意に基づくことから、一般ガス導管事業者が、内管漏えい検査業務を自ら実施することを妨げるものではない。
- ・委託要件の項目については、ガス事業法及びその他の法令に抵触することのないよう留意する。

(2) 基本要件

保安水準の確保を目的に、以下の項目を共通項目として委託要件を定める。

- ・ 認定要件
- ・ 欠格要件
- ・ 保安水準の維持
- ・ 自主保安業務の実施
- ・ 再委託への対応
- ・ 委託の取り消し等

(3) 定期漏えい検査の要件

基本要件以外に、定期漏えい検査に関して以下の項目の委託要件を定める。

- ・ 対象範囲
- ・ 必要資格
- ・ 業務実績

また、法定業務である「定期漏えい検査」については、法定業務としての厳格性が要求されるため、委託する際に必要とされる以下の項目について追加で要件を定める。

- ・ 委託先の関与・統制ができること、信頼が得られること、またはそれらに代替しうる措置が講じられること。（子会社や資本関係、管理者派遣、取引関係、協定締結等）
- ・ 継続的な体制の確保、効率的な運用。（面的な検査・周期管理）

(4) 開栓時漏えい確認の要件

基本要件以外に、開栓時漏えい確認に関して以下の項目の委託要件を定める。

- ・ 対象範囲
- ・ 必要資格
- ・ 業務実績
- ・ 体制確保

3. 情報開示

内管工事・内管漏えい検査とも、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図ること。

以上